

二、時令

五行説の發展史を考える上で、時令についての考察は欠かせない。時令とは、簡単に言えば、季節ごとの自然現象や政令についての記述である。そして、時令説においては、様々な事物について、それがどの季節に属するかが述べられている。五行説が幅広い範囲にわたって事物を五行に配当したのも、その多くは時令による記述を元に行っている。

しかし、時令も、もともとは四季・十二ヶ月（つまり四の倍数）を基本としており、五行とは数が対応しなかった。時令が五行説に対応し、その重要な一角を担うようになるためには、季節の数を「四」ではなく「五」にすることが必要であった。つまり四季に「土」「中央」「季夏」というような時節を足すことにより、謂わば「五季」となることが必要だったのである。そして、この「五季」化を促したのが、五方という観念との結合であった。

本節では、早期の時令説について、特に五方観念との結びつきに注目しながら、簡単に考察する。

五方観念は殷代から存在したのか

時令説についての考察に入る前に、まずは五方観念についての議論を整理したい。一部の学者は、甲骨資料を元にして、殷代に五方観念が存在したと考へ、しかもそれが五行説の濫觴となった、更には「原始五行説」の痕跡であるとまで説く。あまりに時代を遡り過ぎているが、まずはこの説について、問題を整理したい。

胡厚宣氏は、甲骨資料に見られる「東土受年／南土受年／西土受年／北土受年」という文言と、また商を「中商」と称する例を挙げ、殷代に既に「南西北＋中」という五方観念があったと考えた。更に、上帝の臣として「帝

五臣」「帝五工」「帝五工匠」という語が見られることについて、次のように述べる。

帝臣が五であるのは、五方という観念に由来するのであろう。上帝は人間世界の中央・東・南・西・北の五方の主宰であり、その臣もまた五という数になったのである。そして、これは後世の五行学説の濫觴であった。（一）

郭沫若『殷契粹編』（科学出版社、二〇〇二年）より第九〇七片「四土受年」（上から「北土受年」「西土受年」「南土受年」「東土受年」と刻まれている）。

龐朴氏は胡氏の説を支持し、甲骨資料に見える「五臣」「五火」などを五方に対応する概念とし、周人もこのような観念を引き継いだと考えた（二）。仮に胡氏や龐氏が言うように、殷代から五方観念があり、様々な事柄を五方に結び付けて考へる発想があったとすれば、「木・火・土・金・水」という分類名ではなかったにせよ、五行と同様の分類観念が殷代から存在したことになる。

しかしながら、池田末利氏が「五方観念が当時既に存在していたとしても、それが五行と関係を有する根拠は見出し得ない」と批判するように（三）、これらの甲骨文を五行説の濫觴と断定することには、無理がある。「帝五臣」にしても「五火」にしても、その具体的な内容は不明であり、五方と結びつきを有していた証拠は一切無い。

やはり池田氏が「東南西北と中商が連続的に契トされている例は無い」というように、そもそも五方観念が存在したのかすら、怪しい。この問題について、井上聰氏は、「四方位の存在は中央を加えた「五」によって初めて認識される」「四」プラス「一」こそ「五」なのである」とし、四方観念そのものが五方観念であると考える。そして、胡氏が挙げた根拠の他に、殷代の大型墓所に「亞」形の構造が見られることや、河図・洛書の数字配列を挙げて、次のように主張する。

「亞」形にしても「十」形にしてもそれが中央と四方からなる形状であることには違いなく、この形状と前述した五方の観念とは明らかに関係があると思われ、五方観念と四方風の関係より、亞形は殷人の世界観、宇宙観であるとともに、四季を踏まえた一年の具体的な構造図であると考えられる。(4)

『河図』、『洛書』の構造はともに中央に「五」が置かれており、「五」はまさに中央「一」プラス四となっている。また全体としての構成も／＼の如く、五方「十」となる。(5)

しかし、井上氏の説には問題がある。まず、河図と洛書は、そもそも最初期から数字の配列であったか不明である。例えば、劉歆は河図を八卦とし、洛書を洪範九疇と見なした(6)。また、四方の観念が自動的に五方観念の存在を意味するとするならば、むしろ五方観念の存在は何の画期も特殊性も表しておらず、四方の概念を持つ他の文明と何の区別も無いことになる。やはり、四季などの結びつきを俟って、初めて五行説の濫觴としての五方と謂うことができるだろう。

以上のことから、殷代に五方観念が存在したと断定することはできない。

また仮に存在したとしても、それが「帝五臣」「五火」と関係を有した証拠は無く、龐朴氏の言うような「原始五行説」と見なすのは、今のところ無理である。

早期の時令説

五方の観念を伴わない時令説は、かなり早期から見られる。以下、その例を示す。

ある程度まとまった形で残っている時令説の中で、最も早期のものと考えられるのが、『大戴礼記』に収録されている夏小正である(7)。夏小正では、正月から十二月に到るまでの各月について、天文・時候・行事が羅列され、各記事についての説明が付されている。各月ごとの記事数には不均等が見られ、ここでは繁を避けて、比較的字句の少ない六月を例に挙げる。

六月。初昏、斗柄正在上。五月大火中、六月斗柄正在上、用此見斗柄之不正當心也。蓋當依。依、尾也。煮桃。桃也者、柀桃也。柀桃也者、山桃也。煮以爲豆實也。鷹始摯。始摯而言之何也、諱殺之辭也、故言摯云。

六月。日暮れ時に、北斗の柄が真上を向く。五月に大火が南中し、六月に北斗の柄が真上を向くのであるから、北斗の柄が心宿にぴったり対応してはいなかったことが分かる。おそらく依に当たるところだろう。依とは、尾宿のことである。桃を煮る。桃とは、柀桃である。柀桃とは、山桃のことである。煮て、漬物にするのである。鷹が摯(獲物を撃つこと、狩猟)を行うようになる。「摯を行うようになる」というのは、殺すことを忌む言い方であり、だから単に「摯」と言うのである。

詳しい説明の部分を除き、時令の本文と考えられる部分のみを示すと(8)、「初昏、斗柄正在上」「煮桃」「鷹始摯」の三者となる。つまり、順に、天象・行事・時候を挙げている。このように、夏小正では、極めて素朴な事項を列挙するのみであり、後世の『礼記』月令等の時令文献に見られるような、五行への配当や、政治を誤った際に発生する災害といった事柄は無い(9)。

やや断片的・散発的で、月ごとのまとまりはないが、『詩経』豳風 七月にも、月ごとの天象・行事・時候が数多く歌われている(10)。次に、そのうちの一節を引く。

七月流火、九月授衣。一之日鬻發、二之日栗烈。無衣無褐、何以卒歲。三之日于耜、四之日舉趾。同我婦子、饁彼南畝、田畯至喜。

七月には大火が西へ下り、九月には冬着の準備。一の日(11)には凍えた風が吹き、二の日には空気がひどく冷たい。衣服も毛織物も無くして、歳を越せるわけもない。三の日には鋤を準備し、四の日には足を上げて耕作する。妻子と共に、南の畑へ食事を届ければ、田畑の役人はとても喜ぶ。

後の節には「春日載陽、有鳴倉庚(春の日は暖かく、倉庚が鳴く)」「五月鳴蜩(五月には蟬が鳴く)」といった歌詞も見られる。夏小正と同様に、ごく身近な生活を述べており、後の月令等のような、政治的判断に関することや、時宜を得ない政令に伴う災害といった事柄は見られない(12)。

以上のように、早期の時令文献は、五行や五方への結びつきを有していなかったのである(13)。

『管子』諸篇

『管子』では、複数の篇に時令的言説が見える。すなわち、幼官・四時・五行・七臣七主・禁蔵・度地・軽重己である。これらについて、島邦男氏や金谷治氏が詳細に考察し、相互の影響関係や成立年代の前後について推定している(14)。また、久保田剛氏が、幼官・四時・五行の三篇についてそれぞれ専論している(15)。

これらのうち、七臣七主・禁蔵・度地・軽重己の四篇は、一年を四ないし八の時季に分けてそれぞれの時令を述べており、五行や五方・五季といった「五」分類の観念との関係は薄い。ただし、後の月令などと同じく、季節に「生・長・収・蔵」の性質や政治における「刑・徳」との対応を見出す発想を有しており、素朴な時事・農事の記述に留まる夏小正や七月詩とは明らかに異なる。以下、例として、禁蔵・軽重己の中で春の時令を述べた部分を順に示す。

當春三月、菽室煖造、鑽燧易火、杼井易水、所以去茲毒也。舉春祭、塞久禱、以魚爲牲、以麩爲酒、相召、所以屬親戚也。毋殺畜生、毋拊卵、毋伐木、毋夭英、毋拊竿、所以息百長也。賜鰥寡、振孤獨、貸無種、與無賦、所以勸弱民。發五正、赦薄罪、出拘民、解仇讎、所以建時功、施生穀也。

春の三ヶ月では、室や竈を火で暖め、木をきりもみして新しい火を起し、井戸を掘って新しい水を汲む。これは毒気を祓うためである。春祭の祭りを行って、疫気を祓い、魚をいけにえにし、麴で酒を醸し、人を呼ぶ。これは親戚を集めるためである。動物を殺さず、卵を撃ち割らず、木を伐らず、若芽を折らず、筍を掘らないようにする。これは万物の成長を促進するためである。独り身の老人や孤児たちに施し、作物の種の

無い者や租税を払えない者に貸し与える。これは弱い人々を励ますためである。五正を發布し、罪の軽い者を赦し、拘束された人々を解放し、仇敵を和解させる。これは時宜に適った功績を立て、農業を盛んにするためである。

以冬至至始、數四十六日、冬盡而春始。天子東出其國四十六里而壇、服青而纁青、搢玉搢、帶玉監、朝諸侯卿大夫列士、循於百姓、號曰祭日、犧牲以魚。發號出令曰、生而勿殺、賞而勿罰、罪獄勿斷、以待期年。教民樵室鑽鑿、堽竈泄井、所以壽民也。拒耒耨懷鉛鉛又樞權渠線綵、所以御春夏之事也、必具。教民爲酒食、所以爲孝敬也。民生而無父母、謂之孤子。無妻無子、謂之老鰥。無夫無子、謂之老寡。此三人者皆就官而衆。可事者不可事者食如言而勿遺。多者爲功、寡者爲罪、是以路無行乞者也。路有行乞者、則相之罪也。天子之春令也。冬至から四十六日目に、冬が終わって春が始まる。天子は都城から東の方向に四十六里行き、祭壇を設け、青い服を着て青い纁冠をかぶり、玉の笏を身につけ、玉の裝飾を帯び、諸侯・卿大夫・列士に謁見し、百官を見て回る。これを「祭日」と言う。いけにえは魚を用いる。「生かして、殺すな。賞を与えて、罰するな。刑罰を執行せずに、一年間待て」という号令を出す。人々に、室を暖めさせ、火を起こさせ、竈で火を焚かせ、井戸を掘らせるのは、人々を長生きさせるためである。鋤・鍬・鎌・繩の類は、春夏の仕事を行うためのものである。これは必ず備える。人々に酒食を作らせるのは、孝・敬に努めさせるためである。生まれながらに父母のいない者を「孤子」と言い、妻も子もいない者を「老鰥」と言う。夫も子もいない者を「老寡」と言う。この三種の人々は官署に

集める。働ける者も働けない者も、それぞれの言葉通りに食事を与えて行き渡らせる。収容数が多い場合は官署の功績とし、少ない場合は罰すれば、道端に乞食はいなくなる。道端に乞食がいれば、それは宰相の罪である。以上が、天子の春令である。

一方、幼官・四時・五行の三篇には、明確に五方・五季の觀念が述べられ、五行との結びつきを考えることができる。以下、これらについて考察する。幼官は、方中・東方（春）・南方（夏）・西方（秋）・北方（冬）の五者について、それぞれ二回ずつまとまった記述がなされている（幼官篇と同文を掲載する幼官図篇では、それぞれのまとまりを「本図」「副図」として区別する。時令に関係するのは主に「本図」である）。以下、東方本図にあたる箇所を引く。

春行冬政、肅。行秋政、雷。行夏政、闔。十二、地氣發、戒春事。十二、小卯、出耕。十二、天氣下、賜與。十二、義氣至、修門閭。十二、清明、發禁。十二、始卯、合男女。十二、中卯。十二、下卯。三卯同事。八舉時節。君服青色、味酸味、聽角聲、治燥氣、用八數、飲於青后之井、以羽獸之火爨。藏不忍、行馭養。坦氣修通、凡物閑靜形生。理合內空周外、強國爲圉、弱國爲屬、動而無不從、靜而無不同。舉發以禮、時禮必得。和好不基、貴賤無司、事變日至。此居於圖東方方外。春に冬の政令を行えば、寒冷になる。秋の政令を行えば、雷が発生する。夏の政令を行えば、閉ざされる。始めの十二日は、地の気が上って来る。春の事は慎む。次の十二日は小卯で、田野で耕作する。次の十二日は、天の気が下って来る。賜与を行う。次の十二日は、義気が至る。門を修

繕する。次の十二日は清明で、禁錮を解く。次の十二日は始卯で、男女を婚姻させる。次の十二日は中卯。次の十二日は下卯。三卯とも、行うべき事は共通する。八通りに時節の事を執り行う。君主は青色の服を着て、酸味を味わい、角声を聴き、燥気を治め、八という数を用い、青后の井戸から水を飲み、羽の生えた動物の火によって炊事を行う。仁愛の心を持って、養育を行う。穏やかな気が行き渡り、あらゆる物事が開けて落ち着き、現れ生ずる。理が内に集まり、外側へ広まる。強国も弱国も従い、動くもので従わないものは無く、静かなもので同調しないものは無い。挙動は礼に拠り、時も礼も必ず宜しきを得る。和平・友好がしつかりせず、貴賤が管理されていなければ、変事が続々と生じる。以上、図の東方外側の部分。

ここでは順に、違令に伴う災異、十二日ごとの時候と時令、そして君主の行うべき事柄について述べている。島邦男氏が、五つの「本図」に当たる内容について一覽表にまとめているので、参照されたい(次頁)。

島氏の一覽表に示されている通り、方中は東西南北とは異なり、違令・時候・時令についての記載が無く、専ら服飾や音・気・徳といった、君主のなすべき事柄についてのみ述べている。つまり、一年の中で「方中」に当たる時季が想定されておらず、依然として一年は四季であり、五季ではない。

それでは、時節として存在しないにも拘らず、ここで「方中」に関して「服黄色」「味甘味」「用五數」等々といった事柄が述べられているのは、如何なることなのか。久保田剛氏は、方中の「五和時節」「治和氣」といった機能が、「四時に分述せられた時令のすべてに対して、超越的に、中核的な働きをするものであり……(中略)……この篇全体の構成の、また内容の根源的存在となるものであった」と言う。これは説得力があり、また数の問題(後述)

にもよく適合する説である。

四方に対する中央(方中)という概念が明確に打ち出されていることの他に、ここでは更に、味と数について注目したい。

この篇に於いて五味は「方中——甘、東方——酸、南方——苦、西方——辛、北方——鹹」のように、五方と対応することが述べられている。これは夏小正や七月詩はもとより、禁蔵・度地・軽重己といった『管子』の他の時令関連文献にも見えない。そして、前節で取り上げた『尚書』洪範に述べられる五行・五味に符合する。すなわち、次のように整理できる。

洪範

水——潤下——鹹
火——炎上——苦
木——曲直——酸
金——從革——辛
土——稼穡——甘

幼官

(土)——方中——甘
(木)——東方——酸
(火)——南方——苦

(金) — 西方 — 辛
(水) — 北方 — 鹹

括弧付きで示したように、幼官に於いては五行についての明文が無い。しかし、後世の時令（のみならずあらゆる五行説）に於いて、「土——中央、木——東方、火——南方、金——西方、水——北方」という対応が存在することを考えれば、この一致は偶然ではないことが分かるだろう。更に、数についても同様の関係が見出せる。

洪範

水——一
火——二
木——三
金——四
土——五

幼官

(土) — 方中 — 五
(木) — 東方 — 八 (|| 三十五)
(火) — 南方 — 七 (|| 二十五)
(金) — 西方 — 九 (|| 四十五)
(水) — 北方 — 六 (|| 一十五)

一見すると「土——五」以外の数字は異なるように見えるが、幼官の四方の数は、洪範五行のそれぞれの数に五（土の数）を足した和に等しい。やはり

洪範と同様の数を用いていると謂えよう。そして、五という中央の数を四季それぞれに加えたことは、前引の久保田氏の仮説によってまた説明可能である。すなわち、方中（中央）が、四季それぞれに対して「和」という機能を果たしていると考えられる（16）。

以上のように、幼官には、洪範五行からの影響が見出せる。すなわち、四季・四方に方中を加えて五者にしており、味・数の配当に於いて洪範と共通する。そして、これらの特徴は、後の『礼記』月令等にも引き継がれる。幼官には「五行」という語は見えないが、五行が時令に結びついて展開して行く、ごく初期の段階が、ここに現れていると謂えよう。

『管子』四時も同様に四季・四方と中央との五者を設けており、方位・徳・四季・気・五行・政令・違令に伴う災異・十干といったことを挙げている。以下、東方に当たる部分を例に引く。

東方曰星、其時曰春、其氣曰風。風生木與骨、其徳喜贏、而發出節時。其事號令、修除神位、謹禱弊梗、宗正陽、治隄防、耕芸樹藝、正津梁、修溝瀆、甃屋行水、解怨赦罪、通四方。然則柔風甘雨乃至、百姓乃壽、百蟲乃蕃、此謂星徳。星者掌發為風。是故春行冬政則雕、行秋政則霜、行夏政則欲。是故春三月、以甲乙之日發五政。一政曰、論幼孤、舍有罪。二政曰、賦爵列、授祿位。三政曰、凍解修溝瀆、復亡人。四政曰、端險阻、修封疆、正千伯。五政曰、無殺麀夭、毋蹇華絕芋。五政苟時、春雨乃來。

東方は星に当たり、その時は春、その気は風に当たる。風は木・骨を生じ、その徳は喜び満ちることであり、時節を發する。この時節の政令は、次の通りである。「神を祭るところを整え修め、謹んで幣帛を供え、正

陽を尊び、堤防を整え、耕作や植樹を行い、渡し場や橋を直し、水路を修理し、屋根を葺いて水を通し、恨みを和解させ、罪を赦し、四方を疏通させる」そのようにすれば、穏やかな風と時宜を得た雨が至り、人々は長寿となり、あらゆる生き物が繁殖する。これを「星徳」と言う。星は発することを司り、風を吹かせる。このようであるから、春に冬の政令を行うと草木が枯れ、秋の政令を行うと霜が降り、夏の政令を行うと閉ざされる。そのため、春の三ヶ月間、甲乙の日に五つの政令を発する。第一の政令は、幼い孤児を調べて養い、罪人を赦免するという内容である。第二の政令は、爵位を授け、俸禄・官位を授けるという内容である。第三の政令は、氷が解けたら水路を修繕し、逃亡者を復帰させるという内容である。第四の政令は、悪路を改善し、領地の境界部を整備し、畦道を整えるという内容である。第五の政令は、仔鹿を殺さず、花や箭を抜かないという内容である。これら五つの政令が時宜に適っていれば、春雨が降るだろう。

様々な事物をこの篇がどのように配当しているかについては、久保田氏の整理した図が簡明である(次頁右)。ここで注目すべきは、「木」「火」「土」「金」「水」といった言葉が見られることである。すなわち、幼官よりも明確に、時令の中に五行が入りこんでいることが明らかである。また、表には取られないが、十干の五方・五行への対応も示されている。

東方——木——甲乙之日
南方——火——丙丁之日
中央——土
西方——金——庚辛之日

北方——水——壬癸之日

幼官・四時兩篇の成立年代の前後は、よく分らない(17)。幼官が洪範に見える味・数を取り込んでいる一方で、四時は「木」「火」「土」「金」「水」という明文を掲げ、かつ十干と対応づけている(18)。ともあれ、五行を時令に取り入れる取り組みが(19)、兩篇に顕れていると考えられよう。

幼官・四時では一年を四季に分け、中央には特に季節は割り当てられていない。一方、五行篇では、一年三百六十日を七十二日ごとの五季に等分する。以下、その一部を引く。

日至、睹甲子、木行御。天子出令、命左右・士師・内御、總別列爵、論賢不肖士吏、賦秘賜賞於四境之内、發故粟以田數。出國衡、順山林、禁民斬木、所以愛草木也。然則、水解而凍釋、草木區萌、贖蟄蟲卵菱、春辟勿時、苗足本。不癘雛穀、不夭麋麋、毋傳速、亡傷緦祿、時則不凋。七十二日而畢。冬至の後、甲子の日になってから、木行によって政事を取り仕切る。天子は政令を発し、左右の侍官・士師・内御に命じて、全ての爵位を定め、士吏の賢愚を論考し、蓄えを放出して国内の人々に賞与し、農地の大小に応じて古い穀物を分け与える。国衡を遣わして、山林を保全させ、人々が木を伐ることを禁じさせる。これにより、草木を保護する。このようにすれば、水が流れ、凍ったものが融け、草木が芽を出し、地中の虫や芽・菱を去らせる。春に開いた農地は時宜を待つ必要は無く、苗は根元を固める。鳥の雛を殺さず、仔鹿を殺さず、鹿を追わず、幼子を傷つけない。時宜に適えば、草木は枯れない。この時期は七十二日間で終わる。

『管子』五行

六相	蚩尤(天、當時)	大常(地、廩者)	蒼龍(東、土師)	祝融(南、司徒)	大封(西、司馬)	后土(北、李)
五鍾	青鍾 大音	赤鍾 重心	黃鍾 灑光	景鍾 味其明	黑鍾 隱其常	
五行(五季)	木(甲子からの七十二日間)	火(丙子からの七十二日間)	土(戊子からの七十二日間)	金(庚子からの七十二日間)	水(壬子からの七十二日間)	
政令	総別列爵……	令掘溝澮、津旧塗……	不誅不貞……	選禽獸之禁……	其氣足則發而止……	
違令	不賦不賜賞……	亟行急政……	修宮室、築臺榭……	攻山擊石……	決塞、動大水……	

このような時令が、「木行」「火行」「土行」「金行」「水行」と続く。すなわち、甲子の日から木季が始まり、その七十二日後の丙子の日から火季、更に七十二日後の戊子の日から土季……といった具合で、それぞれの期間についての時令が述べられている。各季節への事物の配当についてまとめられた表（前頁左）を参照されたい。

この五行篇の特徴は、五行の土に季節を対応させ、明確に「木→火→土→金→水」の順を示すのみならず、しかも他の四季と同じ日数（七十二日間）を割り当てていることである。これまで考察した時令説の、四季や十二ヶ月に基づく区分よりも、五行説からの影響を強く受けた構造と謂えよう。このことにより、島邦男氏は、この篇を四時・幼官よりも後の成立と考える。

しかしながら、具体的内容に目を向けて見ると、幼官篇が味・数・獸・氣を、四時篇が日月星辰・氣・肉体を五行に配当しているのに比して、五行篇による五行配当はそれほど多くない。また、黄帝の臣下として六人が列挙され、彼らが管轄するのは天地東南西北の六方であり、つまりこの篇に於ける五分類モデルは徹底していない。かつ、漢代に『淮南子』時則訓や『白虎通義』五祀に五季区分が見えながら、年間を四季に分割する明堂月令が有力であったように（20）、四季区分の時令と五季区分の時令とは並存したと考えるべきである。従って、一年を五等分することのみを以て、『管子』五行の成立年代を他篇よりも下ると判断することはできないだろう。

以上に考察した通り、『管子』幼官・四時・五行の三篇の時令説には、それぞれ異なる方向・程度で五行が取り入れられている。幼官篇には洪範五行に由来する数・味等の配当が反映され、四時篇には「木・火・土・金・水」という五行の名が明示され、十干との対応も見られる。五行篇では、一年を

「木・火・土・金・水」の五季に五等分しており、「木・火・土・金・水」という順序を固定し、それぞれを対等に扱っている。前二者はかなり抽象的な概念をも含めて事物の配当を充実させ、一方、後者は五行に当てはめるために一年の区割りを四季から五季に改めている。それぞれの成立年代の前後を断定することは難しいが、いずれも時令が五行説を取り入れていく過程を示す文献と謂えよう。

『呂氏春秋』十二紀

『呂氏春秋』は、戦国最末期の成立と伝えられる文献で（21）、紀・覽・論から成る。十二篇ある紀の冒頭には、それぞれ一ヶ月ごとの時令説が掲げられ、これは「十二紀」と呼ばれる。後世に於いて最も代表的な時令としての地位を確立した『礼記』月令も、この『呂氏春秋』十二紀の文面をそのまま用いている。すなわち、十二紀は、最も重要な時令説と謂えよう。

十二紀では、『管子』諸篇よりも内容が充実しており、構成も整然としている。以下は、孟春紀の文である。

孟春之月。日在營室、昏參中、旦尾中。其日甲乙、其帝太皞、其神句芒、其蟲鱗、其音角、律中太蔟。其數八、其味酸、其臭羶、其祀戶。祭先脾。東風解凍、蟄蟲始振、魚上冰、獺祭魚、候雁北。天子居青陽左个、乘鸞輅、駕蒼龍、載青旂、衣青衣、服青玉。食麥與羊。其器疏以達。是月也、以立春。先立春三日、太史謁之天子曰、某日立春、盛德在木。天子乃齋。立春之日、天子親率三公九卿諸侯大夫、以迎春於東郊。還、乃賞公卿諸侯大夫於朝……（中略）……是月也、命樂正入學習舞。乃修祭典、命祀山林川澤、犧牲無用牝。禁止伐木、無覆巢、

無殺孩蟲胎夭飛鳥、無麋無卵、無聚大衆、無置城郭、揜略羸
骿……(中略)……孟春行夏令、則風雨不時、草木早槁、國乃有
恐。行秋令、則民大疫、疾風暴雨數至、藜莠蓬蒿竝興。行冬
令、則水潦為敗、霜雪大摯、首種不入。

孟春の月。太陽は室宿に位置し、日暮れ時には參宿が南中し、明け方には尾宿が南中する。日は甲乙、帝は太皞、神は句芒、動物は鱗のあるもの、音は角、律は太簇がこの月に当たる。数は八、味は酸味、臭いは生臭さ、五祀は戸に当たり、祭祀では脾臓を初めに供える。東風で氷が解け、冬眠していた動物が活動を始め、魚が氷を背にし、鰻が魚を祭り、候雁が北へ飛んで行く。天子は青陽左个にいて、鸞鳥の車に乗り、蒼龍の馬に車を牽かせ、青旗を立て、青い衣を着て、青い玉を帯びる。麦と羊を食べる。器は肌理が粗く開けているものを用いる。この月は、立春に当たる。立春の三日前に、太史が天子に「何日は立春でございますか。盛徳は木に当たります」と告げる。天子はそこで物忌みをする。立春の日に、天子は自ら三公・九卿・諸侯・大夫を率いて東郊で春を迎える儀式を行う。帰還した後、公卿・諸侯・大夫を朝廷にて賞を与える……(中略)……この月は、樂正に命じ、学舎にて舞を講習させる。そして祭典を修め、山林川沢を祀らせる。いけにえには牝を用いない。樹木の伐採を禁じ、鳥の巢をあさることや、動物の子供・胎児・幼児や飛鳥を殺すこと、鹿の子や卵を捕ることはしない。人々を大勢集めて城郭を築くことはしない。白骨や、まだ肉のついた骨を埋葬する……(中略)……孟春の月に夏令を行えば、風雨が時宜を得ず、草木が早く枯れ、そして国中に恐れが広まる。秋令を行えば、人々に疫病が流行し、暴風雨が度々起り、雑草・害草が生い茂る。冬令を行えば、水ためが腐敗し、霜・雪が大いに降り、稷が実らない。

また、各月に配当される事物については、島邦男氏が詳細にまとめている。次頁にその表を掲載する。

島氏の表を見れば明らか通り、季節ごとの時候・儀式・政令や違令に伴う災異の他、色・味・数等諸事物の配当も幼官より更に充実している。例えば、各季節に食物(五穀・五畜)や、臓器が割り当てられている。また、『左伝』に説かれる五正(句芒・祝融・后土・蓐収・玄冥(22))。前節を参照)が「神」として取り入れられている他、やはり『左伝』に古代の帝王として紹介される太皞・炎帝・黄帝・少皞(23)・顓頊が、「帝」として挙げられている。

島邦男氏は、十二紀の夏の時令に見える「其性禮、其事視」を根拠にして、「現本呂氏十二紀」を『洪範五行伝』よりも後に成立したと考え、「原始呂氏十二紀」と区別する。更に、中央土に具体的な季節が配されていないことに拠り、土に七十二日間を当てる『管子』五行よりも前の成立と考える。ただ、これはいずれも疑問である。以下、問題の「其性禮、其事視」を含む部分を示す。

孟夏之月。日在畢、昏翼中、旦婺女中。其日丙丁、其帝炎帝、其神祝融、其蟲羽、其音徵、律中仲呂。其數七、其性禮、其事視、其味苦、其臭焦、其祀竈、祭先肺……。

孟夏の月。太陽は畢宿に位置し、日暮れ時に翼宿が南中し、明け方に女宿が南中する。日は丙丁、帝は炎帝、神は祝融、動物は羽の生えたもの、音は徵、律は仲呂がこの月に当たる。数は七、性は礼、五事は視、味は苦味、臭いは焦げくささ、五祀は竈に当たり、妻子では肺を初めに供える……。

孟夏の時令以外に五常を示す句が見えないことに加え、高誘注に「其性禮、其事視」に対応する文言が見えないことから考えるに、「其性禮、其事視」は単に後世の誤入であると考えられる。例えば、唐の玄宗期に編纂された『唐月令』は、『呂氏春秋』十二紀に類似した文言から成るが、四季・中央土についての記述にそれぞれ「其性仁、其事貌」「其性禮、其事視」「其性信、其事思」「其性義、其事思」「其性智、其事聰」という文言を加えている。こういった文言が高誘以後に混入したと考える方が、自然であろう。少なくとも、「現本呂氏十二紀」と「原始呂氏十二紀」とが異なるという十分な根拠にはなり得ない。

また、土に配当される季節の有無を以って、十二紀を『管子』五行よりも遅れると考えることにも、問題がある。五行篇に於ける五行配当は、『管子』の幼官篇や四時篇に較べても未発達であり、土に七十二日間が配当されることのみによって成立年代を断じるのは難しい。これについては既述した。

そして、五行篇が北方に分類する后土は、『呂氏春秋』十二紀やそれ以降の『淮南子』天文訓・時則訓といった時令説ではいずれも中央に分類されている。このことから、むしろ、五行篇を十二紀以前の成立と見なす方が妥当である。すなわち、『管子』五行に於ける「六相」分類が先行し、その後、『呂氏春秋』十二紀が、『左伝』昭公二十九年に言及される「五正」等を元に配当・項目を改め、それを『淮南子』天文訓等が引き継いだと考えられるのである。

ともあれ、四季と五季との問題や、成立年代の先後の如何に拘らず、『呂氏春秋』十二紀は、非常に重要な時令文献である。何故なら、洪範五行や『左伝』に見えるような様々な伝承を吸収し、最も内容を拡充させ、構成を整え

た時令だからである。漢代の経学者は、明堂月令（後の『礼記』月令）を重用することで五行説を整理・発展させて行くが、これらの元になったのは明らかに十二紀の内容である。十二紀が様々な事物を吸収し、五行に割り当てて整頓したことが、漢代経学の五行説に及ぼした影響は極めて大きい。これについては、次章以降で詳論する。

以上、先秦期の時令のいくつかを取り上げ、五行説との関連について簡単に論じた。古い時期の時令には五行説との関連が見えない一方で、『管子』幼官・四時・五行の三篇は、明らかに五行説を有している。そして、『呂氏春秋』十二紀に至って、それ以前の説を多く踏まえるとともに、五行配当を拡充し、様々な事物を五行の系列に取り込んでいる。

しかしながら、十二紀が従来の説を全て吸収したのではなく、また、以後の時令説が全て十二紀から発したのではない。漢代以降も、十二紀とは系統を別にする時令説が並存した。これについては第二章で論じる。